

高水管第867号
令和3年1月29日

各 位

高槻市水道事業
管理者 上田 昌彦
(公印省略)

給水装置工事施行基準の改訂について（通知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、給水装置工事申込みに必要な事務手続の公平性・透明性を確保するために、給水装置工事申込みの審査基準をより明確にすることを目的として給水装置工事施行基準を改訂いたしましたので通知いたします。

なお、改訂後は名称を給水装置工事施行指針と改め、高槻市水道部のホームページに公開します。

記

- 1 適用年月日 令和3年4月1日以降に申込をする給水装置工事
- 2 主な変更点 別紙「主な改訂点一覧」参照
- 3 注意事項 給水装置工事申込みや給水装置工事事業者の指定に関する様式についても様式番号の再設定を含む改訂を行っておりますので、給水装置工事申込み等に関する書類作成時は高槻市水道部のホームページにて最新版をご確認ください。

以上

主な改訂点一覧

項目	現行 (平成 27 年度改訂)	改訂 (令和 3 年度改訂) / (施行指針の代表関連項目)	
水理計算における材料の損失水頭の算出方法	材料の損失水頭に関する資料（グラフ読み取り）を用いる。	材料の損失水頭に関する資料（グラフ読み取り）又は直管換算長を用いる。 なお、ホームページにて水理計算フォームを公開する。	第 2 編第 2 章 6 給水管の口径の決定
給水管（配水支管）の口径決定方法	水理計算、許容給水戸数、口径別制限延長による。	水理計算、許容給水戸数による。	第 2 編第 2 章 11 配水支管の設計
先行給水管の施工	メーター設置を伴わない給水管の設置を任意に行って行うことができる。	メーター設置を伴わない給水管の設置は、原則、開発事業に伴う特例制度とし、対象を制限する。	第 2 編第 2 章 12 給水管先行引込み
メーターユニットについて	減圧弁の設置を伴うメーターユニットを設置する場合に給水装置の構造及び材質に加えて減圧弁の設置位置に関する指導を行う。	減圧弁の設置を伴うメーターユニットを設置する場合に給水装置の構造及び材質に加えてメーターの一次側止水栓、二次側逆止弁が確認できれば減圧弁の設置位置に関する指導を行わない。	第 2 編第 2 章 13 給水支管の設計
配水支管の布設に係る工事申込み	配水支管と給水装置の工事申込みを別の工事申込みとする。	同一事業での工事であるならば、配水支管と給水装置を同一申込みとすることができます。	第 2 編第 2 章 19 給水装置工事申込みの図面の作成
給水装置の統合及び分割の手続	工事申込みに先駆けて、様式書類による意思表示をもとに加入金算定に関する整理を行うものとし、分割する給水装置の設置は任意である。 なお、給水装置の統合及び分割に係る工事申込期限は 2 年間とする。	工事申込みの添付書類として様式を提出し、原則当該工事申込みにて新設工事まで完了すること。 やむを得ない事情により給水装置の分割と新設工事までを完了することができない場合は、給水装置の統合及び分割に係る工事申込期限の 2 年以内に行うものとする。	第 2 編第 2 章 20 給水装置工事に係る費用

項目	現行 (平成 27 年度改訂)	改訂 (令和 3 年度改訂) ／ (施行指針の代表関連項目)	
給水支管の中間検査	給水支管に係る現場での中間検査は、分岐、布設、耐圧・洗管である。	給水支管に係る現場での中間検査は、分岐のみとし、耐圧は自主検査、排水設備の施工状況及び出水状況の確認を竣工検査時に行う。	第 2 編第 4 章 2 高槻市水道事業管理者が行う検査
分岐立会における耐圧試験	分岐立会において穿孔前に止水栓又は第一止水栓までの耐圧試験は実施していない。	分岐立会において穿孔前に止水栓又は第一止水栓までの耐圧試験 (1.75MPa で 1 分間) を実施する。	
メーター又は第一止水栓までの施工写真の提出	メーター又は第一止水栓までの施工写真の提出は求めていない。ただし、メーター一次側にて圧着施工を行う場合を除く。	メーター又は第一止水栓までの施工写真の提出が必要となる。なお、配水支管の施工写真の提出も同様に必要となる。	
施行承認の要件	市納金の納金確認、道路占用許可、道路使用許可、消防署への施工通知の 4 点	市納金の納金確認の 1 点	第 2 編第 5 章 6 施行承認
中間検査申込の要件	施行承認の 1 点	市納金の納金確認、道路占用許可及び使用許可、消防署への施工通知の 4 点	第 2 編第 5 章 8 検査申込み及びメーター出庫
竣工検査申込の要件	他銀行で納金した場合、水道部にて他銀行からの納金確認ができるまで仮検査や竣工検査を申込みできない。	他銀行で納金した場合でも納金が確認できる資料があれば仮検査や竣工検査を申込みできる。	